

第1章

はじめに

1 みんなの和でつくる 暮らしやすいまち

男だから、女だから、こうしなければいけない。 それは、ひと昔前の話??

「我が家は共働きです。炊事や洗濯、子どもの送迎など、家族で協力しています。」

そんな声が多く聞かれるようになってきました。

かつて、性別で偏りがあった仕事や性別を連想させる職業名は、

今ではあまり見られなくなりました。

男性も 女性も その性別にかかわりなく、

自分の意欲に応じて、暮らし方・働き方を選択できるようになってきました。

理解し合い、認め合い、責任を分かち合い、そして、活躍できる社会へ。

時代とともに、社会が変わっている実感がじわじわと湧きはじめています。

でも、ちょっと待って。

我が家のこと、我が地域のこと、我が職場のことを見つめてみたとき、

その実感が、身近な場面で感じられていますか？

「世の中はそうだろうけど、我が家（地域、職場）ではね～」と他人事になっていませんか？

“性別” によって “役割” を決めつけていませんか？

家事の多くを女性が担っていたり、何かを決定する場では男性が多くを占めていたり、

そういえばそうかもしれない、と思えたら、ふと振り返ってみてください。

いつも決まってお母さんに頼むこと、お父さんをお願いすることはなかったかな。

何かを決める大事な会議は男性に、窓口や接客対応は女性に任せていなかったかな。

みんな、本当のところの胸の内はどう思っているのかな、と。

何でもかんでも “男女一緒にする” とは違います。

戦後日本は、

性別によって「できる・できない」時代から、

性別にかかわらず「できる」時代へと変わり、女性の社会進出が進みました。

そして、あらゆる分野での男女の平等や機会均等がうたわれました。

これは、男性と同じように女性も「できる＝やる」ことでも、

女性と同じように男性も「できる＝やる」ことでもありません。

自分らしい言葉で、自分らしい生き方を実現できること。

その選択が自分でできること。

それらを大切にできる、大切にしてもらえないことではないでしょうか。

人と地域が輝き、老若男女がイキイキと

暮らしやすいまちを実現するための計画

家庭で 地域で そして、職場で。

一人ひとりの個性と人権が尊重され、

わたしがわたしであること。あなたがあなたであること。

男性も、女性も、子どもも、大人も。

それぞれが持っているチカラを発揮できること。

そんな社会や暮らしをめざすための計画が『与謝野町男女共同参画計画』です。

だれもが、いつまでも、イキイキと輝き、

安心できる、心豊かな暮らしを、みんなの和で実現していきましょう。

2 計画の位置づけ

■「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画

本計画は、「男女共同参画社会基本法¹」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として位置づけるとともに、また、本町における男女共同参画施策を推進するための基本的な計画として位置づけるものです。

■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律²」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものです。

■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律³」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけるものです。

さらに、国の「男女共同参画社会基本計画（第4次）」と京都府における「京都府男女共同参画推進条例」及び「第3次 KYO のあけぼのプラン（後期施策）」を踏まえ、本町のまちづくりの基本的な指針である「第2次与謝野町総合計画」を最上位計画とし、関連する計画や施策との整合性を図りつつ、男女共同参画社会⁴の実現を目指します。

3 計画の期間

本計画の期間は、第2次与謝野町総合計画との整合性を図るため、平成31（2019）年度から平成39（2027）年度までの9年間とします。計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

¹ 男女共同参画社会基本法：平成11(1999)年制定。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。

² 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：平成13(2001)年4月制定。配偶者かたの暴力に係る通報、相談、保護、自立、支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された。

³ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：平成27(2015)年9月制定。通称は女性活躍推進法。女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、一歩踏み込んだ新たな総合的枠組みを構築するため、民間事業者及び国・地方公共団体といった各主体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定めることを目的として制定された平成37(2025)年度までの時限立法である。

⁴ 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。